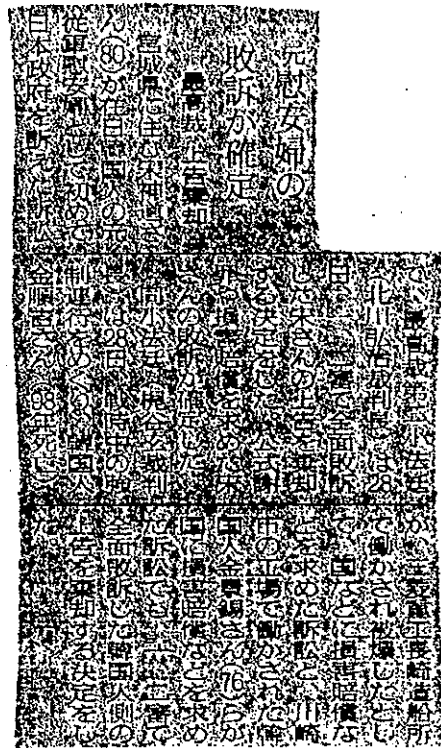


(財)女性のためのアジア平和国民基金

第70回理事会

平成15年6月

2003.3.29 卯月



2003. 3. 29. J. 7.

Comfort woman's fight for redress ends in defeat

Compiled from the Japan Times

The Supreme Court dismissed an appeal Friday by an 80-year-old South Korean woman living in Japan, who had sought compensation and an apology from the state for being forced into sexual slavery for Japanese soldiers before and during World War II. In one of many civil suits filed by former comfort women, Song Sin Dong, a resident of Miyagi Prefecture, argued that she was forced to serve at frontline brothels in China for seven years through the end of the war.

The top court's decision, which supported lower court rulings, puts an end to the legal battle against the Japanese government by Song, the only former comfort woman living in Japan to have sued the state.

According to lower court rulings, Song, born in Korea, which was then a Japanese colony, was tricked into serving in frontline brothels in China.

The November 2000 ruling by the Tokyo High Court recognized that Song was forced into sexual slavery, and said "there is room" for the Japanese government to bear legal responsibility for the sufferings of the comfort women.

However, the court dismissed the suit on the grounds that the statute of limitations for Song's claim had already expired.

2003.4.1 J.T

Court denies appeal of war orphan's kin

Plaintiffs not blood relatives of Japanese; deserve no protection: court

FUKUOKA (Kyodo) The Fukuoka District Court on Monday rejected deportation order appeals by seven Chinese who came to Japan on the pretense that six of them were blood relatives of a Japanese man displaced in China after World War II.

"As they lived in Japan in violation of the law, they do not deserve legal protection," presiding Judge Motoaki Kimura said. "It is not impossible for the seven to live in China, and it would not be extremely inappropriate (for the Japanese immigration authorities) to deny them residency permits."

The war-displaced Japanese, Tsuruji Inoue, 62, returned to Japan in 1983. In China, he had married a Chinese woman, now a Japanese citizen, who had had two daughters by another man.

The daughters entered Japan with two children each and one husband, claiming to be Inoue's real daughters.

Monday's ruling is the first of its kind; the seven are not allowed by law to stay in Japan if they are not blood relatives of Inoue, who now lives in Kumamoto Prefecture.

"The ruling is regrettable," Inoue told a news conference following the court decision.

"I don't want to separate from my daughters or the grandchildren."

The family's lawyer, Hitoshi Matsui, said the ruling is unreasonable and that he would immediately appeal to a higher court. Matsui said the ruling is "yet another example of courts merely following the decisions of government authorities."

According to the lawsuit, the two daughters entered Japan using Inoue's Chinese surname. They later took the names Kikuyo and Yukiko and brought their own children to Japan. Kikuyo, 40, arrived in Japan in 1996 and Yukiko, 38, followed in 1998.

The Fukuoka immigration authorities discovered that they were not really his daughters in 2001 and decided to deport all seven.

The seven protested, saying it was unfair to break up a family on the grounds of whether or not they were blood relatives of Inoue. They also say their children have already adapted to life in Japan.

According to the Justice Ministry, only single underage Chinese can enter Japan in cases of those who are not blood relatives to war-displaced Japanese.

The two daughters say they



TSURUJI INOUE (third from right), his relatives and others enter the Fukuoka District Court on Monday afternoon. KYODO PHOTO

were unable to enter Japan when they were younger and single due to the Japanese government's negligence in promoting the early return of war-displaced Japanese.

Inoue says he never wants to be separated from them because he considers his wife's children as his own. Yukiko's husband is being detained at an immigration

facility.

Kikuyo burst into tears as she heard the ruling, and Yukiko collapsed soon after due to shock. She was taken to a hospital in an ambulance.

2003.4.9

産経

書定
教科
校教
高検

歴史なお自虐的トーン

理数系に「発展的記述」

文部科学省は八日、理科書の検定結果を公表し、「治経済の科目で南京事」史実に反したり、不正確と、依然として、執筆者が使用される高校教「た。日本史、世界史、政件、慰安婦などについて、な記述が多数合格するなどの反目、自虐的な編集委

勢を止せない検定制の「万人以上」などと中国側や倭寇にまで及んでい
不備が改めて浮き彫りと
なっている。一方、学力
低下への批判を受け、学
習指導要領の範囲を超え
る「発展的内容」の記述
が初めて許容された。
南京事件は日本史、世
界史二二種類すべてで
取り上げられ、うち十種
類が犠牲者数を「二十
万、二十数万、二二十
万」と記述された。
近隣諸国条項で検定意
見をつけられなくなった
日本の「侵略」の表記
は、先の大戦だけではな
く、豊臣秀吉の朝鮮出兵
も記述された。
文科省は従来、教科書
の内容を「指導要領の範
囲内」と厳格に制限して
きたが、今回の検定で
発展的内容の記述が条件
付きで認められた。この
結果、生物Ⅱでは「DN
Aの修復」といった最先
端のバイオ技術の記述が
みられたり、数学Ⅱで

は、大学の線形代数で学
ぶ行列式の概念を紹
介した教科書もみられ
た。
しかし、全体的には控
えめな記述に終わり、特
に一世で難易度の異なる
複数の教科書をつくる傾
向が顕著な数学では発展
的記述は五十四種類中十
八種類、数学Ⅱの発展的
記述の割合は0.9%に
とどまった。
今回の検定は今年入学
した高校生が二年生以降
に使う選択科目が主な対
象。全部で十三教科三百
十九種類が申請され、「古
典」と英蘭系三種類と
「生物Ⅱ」二種類の計六
種類が欠陥を指摘され不
合格となった。

2003.4.11
産経

歴史教科書

近隣条項の呪縛を脱せよ

本書から使われる高校教科書は現状がどうかを。本書の検定結果が発表された。今年、近隣諸国条項が検定基準に日本史、世界史などの歴史教科書に追加されてから九十年になる。その歴史教科書では、中国や韓国などによる最大の呪縛は「侵略」という野史話の罪は重く、南京事件については、侵略性に疑問。教科書の執筆者や文科省の検定担当者、近隣諸国条項に縛られている。今回の検定をパスした教科書から見ると「侵略」という言葉が近頃、スキャンダルに耳を傾けるべきである。

代史だけでなく、近世や中世の歴史に「フ・南京」から引用した写真に対し、まで及んでいるのが目につく。「信頼性がない」と意見がつけ、別の例えは、皇国発祥の朝鮮出兵は、写真に差し替えられた。検定らしい検定。この教科書で「朝鮮侵略」と書か、能を果した数少ないケースである。れるようになった。朝鮮側の武將、李、しかし、南京事件の犠牲者数について、舜臣の名前はあがるが、加藤清正、小西、は、相変わらず「二十万人」行長ら日本側の武將の名前が書かれて、人」といった中国側発表や東京裁判ないない教科書もある。これでは、どこに依拠した正確な数字が書かれ、の国の教科書が分らない。検定をパスしていた。慰安婦について、破綻した「強制連行」二年前に発表された中学歴史教科書の教科書に残っていたことは不可解で、教科書の新規参入もあって、慰安婦や南京事件についての不確かな記述がなある。元慰安婦からの聞き取り調査だ、京事件について、不確かな記述がなけて「強制連行」を認めた河野洋平、り減った。しかし、高校教科書では、官房長官談話、平成五年八月の影響、そうした改善傾向は見られない。

<2003.4.11>

2003.4.17 朝日

戦後補償訴訟
上告棄却など抗議
韓国人戦争犠牲者らが
日本国で損害賠償の
謝罪を求めたものの戦後

補償裁判が3月末に相次
ぎ最高裁で上告棄却、生
活不受理の決定を受けた
ことに対し、井田田と支
援者が16日、都内で抗議
の記者会見を開いた。上
告で国の国家公務員法の
可能性は否定されたが、
敗訴した井田田慰安婦訴
訟は、原告女性たちが
の一部が勝訴した開金
かんき裁判や三菱重工
三菱造船船所が被曝した
元徴用工の訴訟など、

2003. 4. 24 東京

旧日本軍の
中国女性暴行

国への賠償請求は棄却

東京地裁が立法、行政で解決を 異例の付言

中国山西省の女性十人
が戦時中、旧日本軍兵士
に繰り返し乱暴されたとし
て、本人七人と遺族三人
が国に計二億円の賠償
などを求めた訴訟の判決
で、東京地裁は二十四
日、二万法的、行政的な
解決を図ることは十分に
可能」として、現実的な

解決を求める異例の付言
をした。請求自体は棄却
した。原告側によると、元慰
安婦らの訴訟をはじめ旧
日本軍兵士による性暴力
に絡む訴訟で、同法が立
法や行政による問題解決
に及したのは初めて。

針だが、付言は評価でき
る内容で、これを契機に
国は前向きな解決を進め
てほしい」としている。

判決理由では「日本軍
の行為は戦時下であった
としても、著しく常軌を
逸した卑劣な暴行」と指
摘し、「軍が規律を維持
し、軍紀を遵守するた
め、法律上の国の責任
は認めざるを得ない」と
判断した。

判決によると、十代か
ら二十代だった十人は二
九四〇年代に、山西省の
自宅や連行された日本軍
の拠点などで多くの兵士
に乱暴された。的外傷後
ストレス障害（PTSD）
ひびきともを患うこと

判決理由では「日本軍
の行為は戦時下であった
としても、著しく常軌を
逸した卑劣な暴行」と指
摘し、「軍が規律を維持
し、軍紀を遵守するた
め、法律上の国の責任
は認めざるを得ない」と
判断した。

2003. 4. 24. 読売(夕)

旧日本兵に
性暴力被害

第二次大戦中に日本兵が、中国山西省の女性十人から計二箇月の横暴略奪を行つたとして、原告側は遼寧省にある白本兵の加害行為を認定したが、我が國の責任は中國との外交問題で解決すべきから、改めて立法的

西省に侵襲した旧日本軍の兵士に拉致、監禁され、自宅や日本軍の拠点施設で繰り返し性行為を強いられたり、暴行を受けたりしたと主張していた。

判決はまず、日本兵の性暴力について「著しく常軌を逸した卑劣な暴行」と指摘し、原告らは日本兵の加害

-9-

Court rejects lawsuit on wartime rape

Judge tells government to settle issue, says soldiers' conduct was barbaric

Kyodo News

The Tokyo District Court said Thursday it had no choice in rejecting a lawsuit filed by wartime sex slaves, but it issued strong words to the government to settle the issue.

Presiding Judge Takaomi Takizawa rejected the suit filed by seven Chinese women and the families of three deceased women who were repeatedly raped by Japanese soldiers during World War II. He backed the government's argument that there was no law at the time requiring it to pay compensation and that the plaintiffs' right to claim damages under the Civil Code expired 20 years after the rapes occurred.

But Takizawa also recognized all the allegations made by the plaintiffs and urged the government to settle the issue in real terms, saying it is "fully capable of reaching a legislative or administrative settlement."

"The actions of the Japanese soldiers were abnormal, contemptible and barbaric, even if they were carried out in wartime," Takizawa said. "The court cannot but recognize that the state was an aggressor in that it failed to maintain discipline among the military."

But he added that he had no choice but to deny judicial relief through the application

of (existing) laws."

He said the experiences of the plaintiffs will remain an emotional scar that will never disappear.

"When looking at how this issue can be resolved in the future, it is desirable that the victims receive compensation through nonjudicial means," the judge added.

During the trial, the court suggested that the two sides settle out of court, which the plaintiffs accepted in order to provide relief for the aging victims. The government, however, rejected the recommendation.

It was the first time a court has urged an out-of-court settlement in such a lawsuit.

After the ruling, the plaintiffs said they plan to appeal but lauded the court's call for legal or administrative redress measures and urged the government to tackle the problem.

The plaintiffs, from Shanxi Province, northeastern China, sought damages of ¥20 million each, accusing the Japanese government of failure to take legal or administrative steps to give them compensation or other forms of redress.

According to the suit, the 10 women were raped, mostly between 1940 and 1944, when they were in their early teens to mid-20s, by soldiers at their homes and bases of the Imperial



ZHAO RUNMEI, a plaintiff in a wartime rape lawsuit, speaks at a news conference Thursday. KYODO PHOTO.

Japanese Army, where they were brought by force. The women suffered severe physical and mental shock, including the loss of ability to have children and posttraumatic stress disorders, for more than half a century, the suit said.

The plaintiffs then includ-

ing nine survivors, filed the damages suit in October 1998, based on international laws and Chinese and Japanese civil laws.

One of the plaintiffs, 76-year-old Zhao Runmei, told a news conference she will continue the legal battle until redress is recognized.

Liu Wucheng, holding a photograph of his deceased wife Yang Shuzhen, speculated that the Japanese government planned to do nothing in the belief that the facts would be forgotten once those involved were all dead.

"But for us, these things are not matters of the past," he said.

Ten cases have been filed nationwide over wartime sex slavery, although the women in this case are not classified as "comfort women," a euphemism for those forced into sexual slavery for Japanese soldiers during the war.

Up to 200,000 women, mainly from Korea, which was then under Japanese colonial rule, were forced into wartime brothels.

More than 70 damages suits have been filed against the government and companies in connection with Japan's wartime acts, including sex slavery and forced labor. Of those, four cases have been settled amicably with companies but none with the government.

2003.5.13

毎日

政策

■公文書の保存で研究会初会合
国立公文書館の東京都千代田

区〇の在り方を考える「歴史資料として重要な公文書の適切な保存・利用研究会」の座長・高山正也（慶応大教授）の初会合が12日、首相官邸で開かれた。同研究会は、欧米諸国に劣る公文書館の機能を充実させようと、福田康夫官房長官が発案。内閣府に設置された。公文書館には、独自の資料館を持つ外務省の資料を除き、各省庁の議事録など重要文書が保存されている。研究会は10月に報告書をまとめる。

2003. 5. 15
読売(夕)

主権及ばず回収困難

棄責遺被 毒力

東京地裁
中国人の賠償請求棄却

取崩した。旧日清が主権に
 通過した。舊カス兵艦と諸
 強で放逐された。このた
 照應に省に住む旧日清六人
 が日本政府を相手取り、八
 八千万の損害賠償を求め
 た。訴訟の判決は、旧日清、東
 京地裁であった。主権は舊
 判決は、主権の及ぶもの、中
 國で舊カス兵艦を回収する
 ことは困難で、日本政府は、
 被害の発生を回避する。こ
 が出来なかつた。述べ、
 原告側の請求を棄却した。
 旧日清は諦する方針を
 取った。主権を返さず、八
 八千万の賠償を、一七七年の
 間、旧日清が旧日清に賠償
 するの力を吸収し、主権を
 回復困難に陥れたり皮
 膚が腐つてくる被害を招
 いた。一七七年、賠償
 日本は、旧日清のほかに
 國民法、中國民法を援拠に
 賠償を求めた。
 高橋裁判長は、旧日本
 が遺棄した舊カス兵艦を、日
 本政府が放棄し、その兵艦
 によつて今回の被害を引き
 起されたこと認定した。正
 常放棄した（不作爲）の
 違法性について検討。この
 中で、日本政府は旧日本
 軍関係者からの事情聴取取
 手続と十分な「不作為」
 を怠れば、遺棄状況や時
 隙性を予見することは可
 能だったと言及したものは、
 中国には日本の主権
 が及ばないところ、中
 國政府に回収、保護義務を
 依頼しても、中国政府の判
 断に左右されるため、被
 害の発生を回避する有効な
 手段とはならないと、高橋

した。

さうして、舊ガス兵器の対処方法などを周知することゝも難しかったとして、日本政府の放棄行為に違法性はなく結納した。日本政府はこれまで、中国に賠償を計六千六千個の毒ガス兵器と砲弾を回収したが、なほ約七十万個が埋ま

つてゐると推定されていゝ。中国側によると、建設工事などで見つかった旧日本軍の兵器による被害は約二千人にのぼるといふ。今回のケルズのほかに、中国人被害者と遺族計三十八人が田一圃田の賠償を求めた訴訟が東京地裁で争われている。

一方、中国大陸に遺棄された兵器について、日本政府は九一年からの現地調査を経て、九九年に中国と化学兵器禁止条約に基づき、戦車を締結。兵器の回収と処置を二〇〇七年までに終える義務を負った。しかし、正確な遺棄量が不明な上、腐食が著しく化学物質による土壌汚染も進んでいる。処理費用は数千億円と見られてゐるが、「埋

国

の調査不足を指摘

旧日本軍の毒ガス兵器問題が深刻なのは、終戦から五年以上たつた今も、新たな被害を発生させる危険があるといふ點だ。国内でも昨年秋以降、旧日本軍施設があった大分県川奥の寒川町や平塚を調査し、土壌の安全性に

百人の大半が終戦時、海に投棄されたことなどが理由だが、井戸水からヒ素が検出された神埼市は、調査地点に含まれておらず、国内の遺棄状況の全容は明らかになっていない。

「埋

この日の判決は、中田の
毒ガス兵器について、国の
調査不足を指摘した。政府
は国内外の毒薬化学兵器への
の対応を真剣に見え。時
に來てゐる。

2003.5.29. 孝経

『無法国家』

日米貿易摩擦の時代に日本異論を唱えて日本への圧力をかけたクライド・プリストウ・ウィット氏（現経済戦略研究所）がこの五月、『無法国家』（ベント・ブックス社）という新書を刊行した。副題に「アメリカの二国主義と善悪の失敗」とあるように、無法国家とは木國を指している。内容は、ブッシュ政権が利益の追求や対テロ戦争の遂行のために、国連に賛同せず、古く欧州にも、またとをわかつて、断固として、イラクのサダム政権を打倒して、二国主義により全世界から反発を呼び起している。悪意、ブッシュ政権への残忍な攻撃、USとEU、EUとUN、UNとOPECの間の摩擦を呼び起した。同書には、このように日本についての記述もあり、著者が日本軍に受けた被害が日本が「善悪の国」ではない原因は、第二次大戦での暴行と「戦後賠償」の不足にあると述べている。公式の委員会を設置し、戦争責任などの公式説明を出して、二国主義を安撫する他への資本は賠償や完全な謝罪を求めた。著者は、同書で日本国が戦争の罪を意図しないのは、東京裁判が米側が昭和天皇を罰しなかったから、断罪する日本でも出版されるから、日本側の論議が待てないから、と述べている。（古澤繁心）

2003. 6. 6 毎日

◆盧大統領と小泉首相
に要請書 盧武鉉（ノ・ムヒョン）韓国大統領の
訪日（6日）を前に、戦後
補償や人権問題に取り組
む市民団体に戦後補償ネ
ットワーク（東京都千
代田区、有光健世話人代
表）のメンバーらが5日
午前、盧大統領と小泉純
一郎首相あてに要請書を
提出した。日本の植民地
支配や従軍慰安婦らの人
権回復などの解決を図る
よう求めた。【西岡省二】

2002.4.9 東京

指導的地位、女性30%に

男女参画
報告書

20年までに引き上げ

政府の男女共同参画会
議は八日、基本問題専門
調査会(会長・岩男寿美
子武蔵工大教授)がまと

めた女性支援策の最終報
告を正式決定し、岩男会
長が小泉純一郎首相に提
合を30%に引き上げる数

値目標を明記。政府は目
標達成に向けた研究会を
設置し官庁や企業に雇用
状況に関する報告書提出
などを求める立法措置の
検討に入る。

最終報告は、女性の社
会進出を促す積極的改善
措置(ポジティブ・アク
ション)の推進と、資格
取得や起業を志向する女
性が容易に情報アクセス
できるネットワークの構
築を提言。改善措置の具
体的な取り組みは、内閣

府が〇四年度中に取りま
とめる。

日本の場合、管理職に
就く女性の割合は〇一年
現在、8・9%と米国の
45・1%に比べて非常に
低い。このため雇用分野
の数値目標達成に向け、
①男女雇用機会均等法な
ど法改正を視野に入れた
検討②公共工事の入札や
補助金交付に当たって、
ポジティブ・アクション
の有無を審査項目に加え
る―ことも提言した。

2003. 4. 12. 東京

〔3〕 総合・核心 12版

「DV」被害 女性の19%

夫や恋人から殴るけるとい
った暴行、精神的脅迫、性的
行為の強要など「ドメスティ
ック・バイオレンス」(D
V)被害を19・1%の女性が
受け、命の危険を感じた経験
を持つ女性も4・4%に上る
ことが、内閣府が十一日発表
した「配偶者等からの暴力に

相談せず」42%

内閣府調査

関する調査」で分かった。
被害を受けた女性の42・1
%が「誰にも相談しなかつ
た」と回答、被害が潜在化す
る傾向にあることも浮き彫り
となった。内閣府は「事態は
深刻」として、被害者保護が
不十分との指摘があるDV防
止法の改正や広報徹底などで
対策を強化していく方針だ。

調査は昨秋、全国の二十歳
以上の男女計四千五百人を対
象に実施し、73・8%が回答
した。一九九九年の前回調査
は夫婦間の暴力に限定してい
たが、今回は未婚者にまで範
囲を拡大した。

被害体験を尋ねたところ、

身体的暴行は15・5%、精神
的脅迫は5・6%、性的行為
の強要は9・0%の女性が

「受けた」と回答。暴行につ
いては女性の4・8%が「何
度も受けた」と答えた。

「日本人と同様に人権擁護を『最低の54%』」

内閣府が「日外」に発表し
た「人権擁護に関する世論
調査」で、日本で暮らす外
国人について「日本人と同
じように人権を守るべき
だ」と答える人が過去最低
の54%にとどまった。前回
の平成九年の調査に比べて
11.5%の減少。逆に「日
本人と同じ権利を持ってい
るべきだ」と答える人が4
割を超え、過去最高となつた。

外国人への人権擁護を「最低の54%」

「最低でも仕方ない」とい
う回答は21.8%で過去最
高だった。背景には在日外
国人犯罪の急増や凶悪化が
あるとみられる。

今回の調査は今年一月か
ら三月にかけて全国の成人
男女三千人を対象に実施
された。調査結果は、

約七割から回答を得た。
外国人の人権について、
日本人と同様に守るべきだ
と答えた。

年の調査で39.9%だった
のが、今回は30.4%にと
どまった。

このほか、女性の人権に
関する問題点について「職
場における差別待遇」を指
した人が前回九年の47.
3%から今回は38.7%に
減った。一方、男女の固定
的役割分担意識の押し付
けを挙げる人が4.1%
増えて35.9%となった。

（岸本雙子）

女性専用外来では現在

二カ月待ちといふ。

オーストラリア・メル

30分以上かけて体の悩みを聞く
 大阪市住吉区の大阪府立病院

ポラン大学のシル・デ・トベリ教授は、医学的な調査は男女差に注目しないため、正しい結果が得られないケースもあることを強調し、「このまま女性に関しては生殖に関する保護ばかり考えられられてきた。そのためデータの違いを眺めると、よくすぐに生殖やホルモンバランスの原因を求め、甘んじてまで抱り下りてしまつてはしなかつた」と語った。またアメリカの「コロロニダ大学のマリ・アンヌ・J・レガト博士は「女性の病気を研究し

ていくことは、新しい治療法の開発にも効果的だ」と指摘した。

女性専用外来について、会場から「女性性は女性の医師だけに診察を受けるべきか」という質問が寄せられたところ、レ

がト博士は「さうだと
レーニングを受けた男性
を除外しよ」とは考えて
いない」と回答。また女
性専用外来を推進してい
る千原興の筆名曉子知事
は「確かに男性の医師で
も女性の健康がさうだと
た。が高かったことを示して
いる。女性専用外来とい
うのは、『性差を考えた
医療』の実践の場であり、
日本の医療問題への
回答も用意しているよう
に思う」と期待してい

2003.4.20. J.7.

Vietnamese charged in Cambodia over child sex

PHNOM PENH (AFP) — A Cambodian court Tuesday charged 13 Vietnamese with human trafficking and conspiracy in the sex trade following the rescue of 37 girls from a notorious brothel village over the weekend.

Phnom Penh Court Deputy Prosecutor Khut Sopheang said the prosecutor formally charged 13 alleged traffick-

ers, six men and seven women, and they will have their cases transferred to judges for further investigation. "If the court finds them guilty, they will be imprisoned for 10 to 20 years," Khut Sopheang told reporters.

"They will be sent to jail awaiting trial in the next four to six months," he said. Sopheang said one of the 13

would face an additional charge of drug trafficking, for which he could face an extra one to five years in jail, because police had found amphetamine pills in his house.

The suspects were arrested and the girls rescued in a weekend operation in Svay Pak village, 11 km north of the capital Phnom Penh, by Cambodian and U.S. police.

The major raid followed several months of investigations by a U.S. Christian humanitarian group, International Justice Mission.

Ten girls aged between five and 10, and 27 girls aged between 10 and 16 were rescued. Police had earlier said more than 20 were aged under 10, but their age had been determined after interviews. So-

pheang said. The girls were being treated as victims of trafficking for sex and had been handed to the IJM, who were working closely with a coalition of non-governmental organizations on assessing their situation.

Svay Pak has earned a horrific reputation as a black hole of child trafficking and sexual exploitation.

2003.4.24 朝日

米、中絶を一部禁止へ

「生命を尊重」大統領は署名明言



妊娠中絶の合法化から30年たつ米国の中絶が部分的に禁止されることになりそうだ。3月15日の連邦最高裁判所の判決で可決された法案が、今下院でも通過見通しで、中絶戦争の終戦として、10年近く国会を二分してきた中絶が決着する。一部の手法が対象とされ、連邦法で中絶が規制されるのは初めてとなる(中山知博)



妊娠中絶の合法化から30年たつ米国の中絶が部分的に禁止されることになりそうだ。3月15日の連邦最高裁判所の判決で可決された法案が、今下院でも通過見通しで、中絶戦争の終戦として、10年近く国会を二分してきた中絶が決着する。一部の手法が対象とされ、連邦法で中絶が規制されるのは初めてとなる(中山知博)

生命を尊重。大統領は署名明言。連邦最高裁判所の判決で可決された法案が、今下院でも通過見通しで、中絶戦争の終戦として、10年近く国会を二分してきた中絶が決着する。一部の手法が対象とされ、連邦法で中絶が規制されるのは初めてとなる(中山知博)

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

中絶をめぐる米国の判例。米連邦最高裁判所は73年、ロイ対ウェイド事件の判決で、女性の妊娠中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。89年、92年、00年の裁判でも、連邦最高裁判所は中絶を憲法的権利と認め、連邦法で中絶を禁止する法律を無効とした。

2003.5.7. 読売

児童ポルノHP処罰

与党が法改正案 最高懲役3年

与死は六戸。児童ポルノの取り締まり強化のため児童ポルノの画像をリンクから以下のサイトへリンクして送信した。リンクで送信した児童ポルノ写真やビデオテープの製造・所持などを禁止している。自民党児	禁止法改正案を国会に提出、成立を目指す方針を固めた。現行法は、販売を目的とした児童ポルノ写真やビデオテープの製造・所持などを禁止している。自民党児	児童ポルノ対策特別委員会がまとめた改正案骨子は、目的を問わずにポルノの掲載や友人間などの特定は少数者への提供を禁止し、罰則を最高懲役三年としている。
--	--	---

また、児童ポルノを不特定多数に販売、流通させた児童賣買をあつせんし、動員したりする行為の罰則について、上限を懲役三年から同五年に引き上げる。

改正素行子は、児童ポルノの自己利用目的の所持（単純所持）も禁止しているが、表現の自由にかかわるこの指責があるため、罰則は設けないとしている。

0

[illegible]

精神的暴力も認めて

現在のDV防止法は、被害者を配偶者（事実婚含む）から暴力を受けた者と規定している。配偶者とは「恋人や交際相手」元配偶者も含むべきだ」と訴える。子どもも暴力に巻き込まれるDVの自覚でこれに書き加えるべきだと言っている。森田氏は「DVの家庭に育った子どもたちは、衣れられた被害者です」と強調する。

警察・行政の役割充実を求める声も

子ども被害者

「富田君からの暴力」は、**「性暴力」**の一種である。性暴力とは、「身体に対する不法な攻撃で生命または身体に危害を及ぼすもの」に限られている。成能さんは一時的な暴力や性的暴力などではなく、心に有害な影響を与える暴力がある。特に精神的暴力については、影響がずっと長く残る。したがって調査し、身体的暴力に先のないものであると認識する必要がある」と指摘した。

◇保護命令
裁判所で危険性が認められる場合、加害者に保護命令を出すことができる。

学者・弁護士らがシンポジウム

[illegible]

と説く。森田さんは「子どもも安心と安定を保障するために、もっとシェルター（一時避難所）の充実を」と訴える。

◆当事者の声を

◆被害者の範囲

◆被害者の範囲

現在のDV防止法は被害者を配偶者（事実婚含む）

から暴力を受けた者と規定
している。戒厳さんは「一応

人々や交際相手、元配偶者も
目に入差だとして来る。子

ともも暴力に養き込まれ、

とが少くない。森田さん

「ともたちは、忘れられた」



DV防止法改正の課題について意見交換したシンポジウム＝大阪府豊中市で

追加を要し両者が相次いだ。事情もある。

◇支援能力
戒能さんは、「自立支援」生活再建、精神的なケアを含めて、具体的なサポートが規定されていない。行政、市町村にその責任があるが明記されていない。指摘。「現行法の「関係機関」を走らせるという文脈の連携」も具体的な定義が、私たちが欲しいシステムはない。DV防止センターに「こころのなか」のなかで「こころ」ネットワーク機能を持たせよう、国に出してほしい。それを「こころ」明記すべきだ、と叫び掛ける。

戒能さんは「DVへの関心と世論の高まりが本質。」

◆支援態勢

◆支援態勢

收能さんは、
生活再建、精神

を奮めて、具体的
が規定されてい

市町村にわたる

一現行法の二関

DV防止セン

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

2003.5.22 朝日

歯を折って来院

虐待の発見も

「治療だけでは済まぬ」

愛知県歯科医師会は今
年4月、独自の「児童虐
待対応マニュアル」を作
り、会員の歯科医師ら約
3,000人と行政機関に
配布した。児童虐待を早
期に発見するため、歯科
医師も積極的な役割を果
たさなければならないと
いう。マニュアルは、特定の
児童が歯の土歯を折る
と来院したり、歯の損傷
以外に不自然な外傷があ
ったりした場合、まず体
感を訴えるなどの異状
な症状があることを求め
て、記録をとり、速に
児童虐待の相談窓口の対
応を依頼し、虐待の可能
性を判断した場合は、
児童相談所などに
報告の回線を1年たつた
組みを作ったばかりだ
が、今後の経験をもとに
改善を重ねたい」として
いる。

千葉県歯科医師会も
児童虐待や配偶者からの
暴力の被害者とみられる
児童や女性が来院した場
合の対応マニュアル作り
を進めている。

児童虐待のうち近年激
増しているのは、保護者
の暴力放棄とされる。東
京都は、昨年度から今年
にかけて都内の児童相談
所や児童院に保護された
児童7,000人を対象に、
虐待と児童虐待の関係を
全国で初めて調査した。
6歳未満では土歯が平均
2.98本で、一般の3倍
以上の未治療は同2.6
9本で6倍以上。口の中
の健康診断も放棄されて
いる。

土歯の多い原因が虐
待に直結するわけではな
いが、早期発見の材料に
なりうるとして、都道府
県医師会に児童虐待の防
止と対応を促している。
千葉県では、同会に
虐待の相談窓口は「児童
相談所」ではなく、児童
相談所が児童虐待にかか
る児童を保護する役割を
担っている。

「さう、さう。このレックシスト（性差別）のレッテルを貼られるアメリカで、ホモの心理学者が、非常に興味深い講演をした。『アメリカで女性が強くなった』というのは聞いた。男性性をもった男性も男性性をもった女性も非常に力をもち、尊敬されるが、これほど女性性が軽蔑された時代はない」と。

要するに優しい男性や女性がいままで以上にバカにされるようになったと驚くのだ。

多様な価値観と選択肢を
確かにアメリカは、男性であろうが女性であろうが強いの勝ちで、人に譲る、他人

精神科医
和田 秀樹

共同参画

精神科医
和田 秀樹

を要するものではない。生活問題を争う必要がなくなつた社会だ。問題は、現在の男女共同参画の方向性が、不成熟の上に雇用が流動化し、筋肉労働も社会になつてゐる中、主婦も夫らになつてゐる中、この場合、人々が生じてゐる「アメリカのまに」賃金が下落し、女性が働かないと生活が破れ、残れない可能性が大だ。現実には、低賃金で雇はれてゐる中、女性が働かない選択は、女性に動かないという女性に動かなくてはならぬ女性を括弧にかけた個性を認めない。いふえ方のよさ、問題である。政治家の多くが女性票を自当として迎合する中、女性たち自身が多様な価値観と選択肢を残すためにどうすべきかを考へてゐた方がよい。(中略)

女心は複雑？

日本女性のイメージ

英・韓と比較調査

複雑？

「女性ひとり旅」が増えるの性別による役割に対する中、イメーシとはどういうものか。イメーシに四項目を挙げてみた。昨午八月から十月にかけて日英韓三
英国の諸国に比べ、日本万国の大學生に対して実
では女性に對し、こんなイ施、日本へ百五十五人、英
メーシが強いことが創価大、四百三十一人、獨逸四百
教育部の約任職教授らが一人から回答を得た。

日本女性のイメーシ

英・韓と比較調査

「男女の行動・イメーシを問
した結果、自國でも利用
く、地域にもよく利用
る。また、リターンフ
を取る。これは空間能力
イメーシの強さとい
うことは、二カ國とも男性
と比べて高い傾向が

「2人以上で行動」半数に

甘いもの好きも高め

「強いことが分かった。一方、甘いものが好きか、女性に当てはまるとするのは英国が39%、韓国が25%と比較的低いにもかかわらず、日本は51%と高め。三人以上で行動する」も、英国12%、韓国32%であるのに、日本は48%一過いが出た。

初教授は、三カ国間での違いについて「男女という固定的な決まりによる偏見は、アンジェラ・インスとを呼ばれているが、一連の結果は、こうした意識の一端を垣間見たものかもしれない。」

2003.6.5. 唐和

產經抄

[illegible]

2003.6.9

2003.5.9) 合併号

國權委員會報告

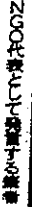
(3月17日～4月25日)

3月17日から4月25日にかけて、マス・ス・ジェ
ネラル（国連）人類委員会が開催された。今回の人権
委員会でも、その注目を集めたのは、先年か
「不従順」の運動で知られたインドネシアの活動
家と、その研究活動を通じて、カ・シム・ラハマン
氏が、その研究活動を通じて、最終結果や提出
したものである。その内容、日本政府の対応につ
いて、本誌は、（その）件表として書いた結果
を、この欄に、載せた。

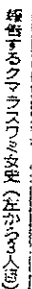
(吳惠淑 在日本朝鮮人人權協會事務所)

「2」とも「今回の人権報告書は、女性の人権とエンターテインメントの統一・女性に対する暴力」と題されたもので、付属文書「1」、アル・ハラマント、紛争委員会に提出された。

勸告不履行に「最後通牒」



動議として、同族社会を認知
 するものがある。これを
 採るものがある。この問題に
 対する私のより積極的な
 取り手は憲情といふ。
 注目すべきは、武力紛
 争時の被害に關する項目
 で、同族社会の原則を
 各同族社会の憲情に一
 定の開明があつた。この指
 針は、1922年、従来の不
 平等の法律が十分
 代議として、日本政府が各
 種差別においていふこと
 である。
 憲法の動議を憲情、大憲
 法的な報告書、この性質
 と、種族差別、人種、特種
 政府を名指しての批判は
 憲法を名指しての批判は
 にもかかわらず、種々の異
 議を報告日本政府の憲
 法にこれが意味するもの
 は如何であらうか



またが、特別報告書は2001年4月にも入信委員会に提出した報告書の中で勧告を履行しない日本政府を再び批判した。

一連のクマラスワミ報告書は採決直後から、国連法学者、人権専門家委員、特別報告者、政府代表、IHLを拒否めとする国連決議案を「NGOが数回、日本、日本政府をめぐってその立場を

的責任はサンフランシスコ条約や日韓条約で解決す

が反映されたものであろう。
ひたひたの、ひたひたの、
ひたひたの、ひたひたの、

者に対する政府に於ける公式
謝罪と國家賠償、ならびに
加害者の処罰、この問題を
關する政府所有のすべての
文書は、必ず書頭の明記、

各国政府、NGO

を繰り返し求めた。然るに在野の勢力はなほこの日本政府が國家主權と士族の利益を保障する爲め、この點で國際に對して何等の譲歩もなしとする態度を堅持することを主張するに至つてゐる。

◆ ◆ ◆

20万人にも及ぶとされる女性に対する對不かつ組横暴的な國家犯罪の典型としていくための最善の機会である。

最終報告書はその意味でクマワシラ女史によつて日本政府に対する重大なる責任を述べられてゐる。しかし日本政府は、クマワシラ最終報告書で非難されてゐる。

電報、日本政府が國家として取り巻く解決に向ひ努力してゐることには、今も世界中で驚くべきことに對する生力の大規模な露骨たる暴行の議會からこれに加へ、日本が「アジア諸國とその他の人民と眞の親善を通じたいくための最善の機會である。」

[illegible][illegible]